12造船業	17.9	−19.3	8.3	24.5	1.5	80.8	19.0	30.2
13その他輸送用機械	63.1	2.0	23.5	−11.9	−44.9	27.1	68.7	−57.0
14精密機械	−3.7	11.9	12.9	−12.0	−6.1	−9.0	−7.1	15.8
15「その他製造業」	−1.9	1.2	8.6	30.4	13.7	−16.8	101.0	−48.1
Ⅱ非製造業計	9.6	2.4	4.3	3.7	21.5	−18.6	10.2	7.3
16農林漁業	8.2	4.8	7.9	5.3	15.7	−6.7	−27.8	−13.6
17鉱業・採石業・砂利採取業	−26.2	13.0	6.7	1.5	−6.6	−23.2	17.7	11.3
18建設業	3.6	−5.5	11.2	−11.9	−1.8	−2.4	−12.5	32.1
19電力業	−3.9	19.7	1.1	23.8	60.7	−51.7	62.6	−14.6
20運輸業・郵便業	0.7	−9.7	8.8	24.1	18.2	40.7	−26.1	39.0
21通信業	9.6	1.9	1.1	8.6	11.8	−14.8	27.1	−25.3
22卸売業・小売業	15.4	−10.1	20.7	−16.1	1.1	−10.4	−2.3	77.0
23金融業・保険業	37.9	−18.2	14.4	−16.3	25.8	−13.7	−10.2	74.7
24不動産業	7.7	3.2	12.4	−25.0	−18.8	−6.0	−8.4	90.1
25情報サービス業	5.3	8.1	−6.1	−0.3	3.6	−10.2	6.7	−1.9
26リース業	14.2	2.7	6.5	−21.9	8.2	5.4	0.0	27.8
27「その他非製造業」	5.7	7.8	4.8	5.6	4.2	−0.7	18.6	−10.5

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。
２．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。
３．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。
４．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。

公告

諸事項

鉱業財団

大分県津久見市合ノ元町６番７号**株式会社戸高鉱業社**の鉱業財団（第８号）の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年６月20日　　大分地方法務局佐伯支局

被害回復給付金裁定表記載公告

平成26年６月20日　　盛岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第３項の規定により、同条第１項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　盛岡地方検察庁　平成25年第１号
２　支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日　平成26年６月20日
３　この公告に関する問合せ先
〒020―0023　岩手県盛岡市内丸８番20号
盛岡地方検察庁　被害回復給付金担当　電話番号019―622―6195（内線241）
４　その他
⑴　この公告があった時から６月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。
⑵　上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成26年６月20日　　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成26年第１号
２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成26年６月20日
３　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成25年７月31日頃
⑵　支給対象犯罪行為の内容
犯罪行為（電子計算機使用詐欺）に基づく被害金が入金された口座から、被害金額相当を引き出して窃取し、この引き出した現金のうちの一部を、架空名義の普通預金口座に振込入金した、窃盗及び犯罪収益隠匿行為（主な犯行態様について後記４を参照）。
４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　被害金を受領するのに使用した普通預金口座
三井住友銀行小岩支店　孫　　世成名義　口座番号7146836
三菱東京ＵＦＪ銀行渋谷支店　陳　　海燕名義　口座番号2945300
⑵　主な犯行手口
後述７⑸「没収又は追徴の理由とされた事実の要旨」参照
５　開始決定の時における給付資金の額　金41万7,000円
６　支給申請期間　平成26年６月20日から平成26年８月20日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価格の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　孫　　世成こと　スン　シーチェン
⑵　裁判所名　東京地方裁判所
⑶　裁判年月日　平成26年２月６日
⑷　確定年月日　平成26年２月21日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、三井住友銀行小岩支店に開設された被告人名義の普通預金口座に振込入金された金銭が、電子計算機使用詐欺の犯罪行為に基づく被害金であることを知りながら、氏名不詳者と共謀の上、平成25年７月31日、３回にわたり、都内コンビニエンスストアに設置された現金自動預払機から現金49万9,000円を引き出して窃取し、同日、都内銀行において、情を知らない者をして、三菱銀行東京ＵＦＪ銀行渋谷支店に開設された架空人である陳海燕名義の普通預金口座に、前記現金の一部である41万7,000円を振込入金させ、もって犯罪収益を隠匿した。
（罪　　名）窃盗及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反
８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）
〒100―8903　東京都千代田区霞が関１―１―１
東京地方検察庁　総務部　犯罪被害財産支給手続事務室
電話番号　03―3592―5611（代表）内線4392
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は前記８のとおり）。